

父子・母子家庭の方や障がいのある児童を 養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご利用ください

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母親または父親、あるいは父もしくは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために支給される手当です。児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給されない場合

- ・児童または父・母・養育者が国内に住所がないとき
- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき
- ・児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき

児童扶養手当支給額 （※全部支給の場合）

平成28年4月分から
 対象児童1人月額42,330円
 対象児童2人月額47,330円
 対象児童3人目からは、
 1人につき3,000円加算

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

現況届について

受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると、受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

特別児童扶養手当

身体または精神に、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

支給されない場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき
- ・支給対象児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等（通園・通所施設は除く）に入所しているとき



特別児童扶養手当支給額 （※対象児童1人につき）

平成28年4月分から
 障害が1級の場合
 月額 51,500円
 障害が2級の場合
 月額 34,300円

所得状況届について

受給資格者は所得状況届の提出が必要です。今年の提出期間は8月12日～9月9日です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので、期限までに必ず提出してください。

◆問い合わせ先

福祉介護課
 ☎ 0859・54・5207

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得により支給されない場合があります。

お盆の期間中の診療所休診について

名和診療所 大山口診療所

8月13日（土）～16日（火）

大山診療所

8月13日（土）～15日（月）

※8月11日（木）は「山の日」で祝日です。診療所はお休みです。

盆期間中及び前後の各診療所 診療日程

診療所		8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日
		水	木 祝日	金	土	日	月	火
名和診療所	午前	○	×	○	×	×	×	×
	午後	○	×	×	×	×	×	×
大山診療所	午前	○	×	○	×	×	×	○
	午後	○	×	○	×	×	×	○
大山口診療所	午前	○	×	○	×	×	×	×
	午後	○	×	○	×	×	×	×

○ 診療 × 通常休診
 × 臨時休診